

議案第二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例の一部
を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例の一部
を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年港区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「には」の下に「、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十を支給する」を「百分の百以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き派遣されている職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。))で定める職員を除く。)に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例(以下「新条例」という。))第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。))が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例(以下「旧条例」という。))第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。))に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加え、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の四十

3 施行日から平成二十三年九月三十日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第四条第一項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の四十

（説明）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の算定方法を変更するため、本案を提出いたします。